

みずき議員の
もっと知りたい！
西条市議会!!

議案はどのように審議されるの？

条例を定めたり、予算を決めたり、決算を認定したりするときは、議会で審議して議決することが必要なんよ。

条例や予算などの議案が議会に提出された後、どのような流れで審議・議決されているのか、いっしょに見てみよう！

本会議

議案上程

議長は、市長から提出された議案を議題とすることを宣言します。

なお、議案には、委員会や議員から提出されるものもあります。

西条市議会では、四つの常任委員会と二つの特別委員会が設置されていて、所管の分野をきめ細かに審査・調査しよるんよ！

提案説明

議案の提出者が、その内容や必要性について説明します。



質疑

提案内容について、議員が質問を行い、提出者が答えます。



委員会付託

議案をより詳しく、専門的に審査を行うため、担当の委員会に付託します。

本会議・各委員会は傍聴できるけん、実際の議論の様子を聞きに来てみてんよ！



委員会

審議・審査

付託された議案について、委員が内容を詳しく質問し、担当部署が答えます。必要に応じて現地調査も行います。

表決

委員会としての結論を出すため、委員の賛否を問います。



本会議

委員長報告

委員会で審査した内容や結論を委員長が報告します。



質疑

委員長報告の内容について、議員から質問し、委員長が答えます。



討論

議員が、議案に対して賛成か反対の意見を述べます。

議会としての結論を出すため、議員の賛否を問います。



表決

多数決によって、議会としての結論を出すよ。